

主催：札幌弁護士会

共催：原子力損害賠償・廃炉等支援機構、日本弁護士連合会(予定)

原子力損害賠償に関する 無料説明会・相談会のご案内

開催日：2019年6月29日(土)

会場：厚別区民センター

(札幌市厚別区厚別中央1条5丁目3-14 最寄駅：新札幌駅)

第1部：10時00分～11時30分

福島原発賠償説明会(会場：1階和室B)

講師：及川善大弁護士(山形県弁護士会)他

【どなたでも参加できます】【予約不要】

第2部：13時00分～16時00分

弁護士による個別相談会(会場：2階和室A)

【1枠1時間相談できます】【予約優先】

東京電力への直接請求、ADRを申し立てたことがない方、事業者(法人・個人、福島県・北海道とも)もご相談ください。

予約：011-251-1771 (伊藤・大出法律事務所)

【6月29日原発事故相談会とお伝え下さい】

【第1部、第2部いずれかのみの参加も可能です】

【第1部、第2部いずれも無料です】

【予約時間：平日午前10時～午後4時】

こんな疑問ありませんか？

福島第一原子力発電所事故から8年。北海道にも多くの方が避難しています。

自主的避難者の賠償問題に詳しい及川善大弁護士(山形県弁護士会)、神田友輔弁護士(第一東京弁護士会)を講師にお招きし、原発賠償に関するわかりやすい説明会・相談会を開催します。

第1部の説明会では、自主的避難者向けの賠償説明会を開催します。原子力紛争解決センターへのADR申立によって、家族構成など個別事情にもよりますが、500万円以上の賠償が認められているケースがあります。また、その他の賠償などについて、最新の情報をお伝えします。どなたでも参加可能です。

第2部は、弁護士による個別相談会です。

原発ADR和解例(北海道での例)

●平成23年に北海道へ避難したあと、平成30年になって初めて申し立てたADRにて、避難費用、二重生活による生活費増加分など約500万円が賠償された事例。

●避難した当時や、その後の面会のために北海道から福島県まで往復した交通費の領収証が十分に残っていなかった家族について、弁護士による聞き取りを行って一覧表を作成してADRを申し立てた結果、移動費用、面会交通費などを含む約450万円が賠償された事例。

●平成29年に家族4人で申し立てたADRで、面会のための交通費や慰謝料などを含んだ合計約1000万円が賠償された事例。

●北海道内の事業者についても、風評被害、外国人観光客の減少などに基づく損失についてADRで賠償された事例が複数あります。

※震災直後の領収証や交通費の支出を示す書類が残っていない方も、あきらめることはありません。また、個別事情によって請求・和解内容は変わってきますのでまずはご相談下さい。